

河内長野市上下水道事業公用車広告掲載に関する募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河内長野市上下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が所有する公用車（以下「公用車」という。）に、広告を有料で掲載することについて、河内長野市上下水道事業有料広告掲載事業に関する基本要綱（令和7年河内長野市上下水道事業要綱第1号）により、その例によることとされる河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成21年河内長野市要綱第10号。以下「要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載位置、掲載枚数、規格、広告料については、次のとおりとする。

掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ（最大）		広告料/月 (税抜)
		縦（cm）	横（cm）	
後席ドア（両側）	2枚	50	50	3,000円
荷室ドア	1枚	30	50	1,000円

(広告の掲載方法等)

第3条 広告の掲載方法は、脱着が可能なマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、要綱第6条により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは公用車の使用に支障が生じないよう上下水道事業と協議の上、作業日時を決定するものとする。

(広告掲載基準等)

第4条 要綱第3条に定めるもののほか、次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 車両運行上支障となるもの
- (2) 発光、蛍光、又は反射効果を有する素材等を使用するなど、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (3) 奇抜なデザイン、色彩等により良好な景観、風致を害するもの
- (4) マグネットシートの貼り付きが悪く、落下する恐れがあるもの
- (5) 文字やデザインが、過密、過小、色あせ等のため、通行人や他の車両搭乗者が読むことができないもの。

2 掲載する広告には広告主の名称及び電話番号を明記するとともに、広告右上に**広告**（大きさは縦5cm×横8cm以上とする。）と表示しなければな

らない。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は、1年以内とし、1か月単位で申し込めるものとする。なお、申込台数に空きがある場合は、上下水道事業と再契約の締結を行うことで、掲載期間の更新をすることができる。

- 2 前項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。
- 3 広告の掲載開始日は、月の初日とする。ただし、月の初日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は直後の開庁日とする。
- 4 広告の掲載終了日は、月の最終日とする。ただし、月の最終日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は直前の開庁日とする。

(申込資格)

第6条 広告主は、企業、団体、商店等の事業者を対象とし、個人は、対象外とする。

(広告掲載の申込方法)

第7条 広告を掲載しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を持参又は郵送により管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という）に提出しなければならない。

- (1) 河内長野市上下水道事業有料広告掲載事業申込書（要綱様式第1号（第5条関係））
- (2) 広告の原稿及び図面
- (3) 市税納付状況に関する誓約書兼照会同意書（要綱様式第3号（第8条関係））
- (4) 申込者の事業内容がわかる書類

(募集期間)

第8条 広告掲載の募集は、申込合計台数が募集台数となるまで、原則公募で行うものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 要綱第6条第2項規定の取扱いは、申し込み順に内容の審査を行い、決定する方法によるものとする。

(広告料の支払方法)

第10条 広告料の支払は、要綱第6条第1項の規定による通知の際に発行する納入通知書を使用し、支払期限までに一括で行わなければならない。

(広告の作成等)

第11条 広告は、広告主がその負担により作成し、管理者が指定する日までに提出して管理者の確認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項により提出された広告が要綱若しくはこの要領に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告主に対し広告の修正を求

めるものとし、広告主は、修正に応じなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 管理者は、要綱第11条第1項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、公用車広告掲載決定取消通知書（様式第1号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に公用車広告掲載取下申出書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第14条 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告の原稿案を添付して公用車広告変更申出書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項により広告内容の変更の可否を決定したときは、公用車広告変更審査結果通知書（様式第4号）により、その結果を申出者に通知するものとする。

(広告の修復)

第15条 天災その他の不可抗力による毀損または破損及び第三者による広告の毀損、盜難、遺失等については、上下水道事業はその責を負わない。この場合、広告主は、再度広告を作成し、掲載するものとする。ただし、上下水道事業の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りではない。

2 経年劣化による色褪せ、剥がれ等については、広告主の負担により修復するものとする。

(原状回復)

第16条 広告主は、第5条に規定する広告の掲載期間が満了したとき、第13条の規定により広告掲載を取り下げたとき、又は要綱第11条第1項の規定により広告掲載の決定を取り消されたときは、速やかに広告を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

2 広告主が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、管理者は、公用車から広告を撤去することができる。

(委任)

第17条

この要領に定めるもののほか、公用車広告掲載事業に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月15日から施行する。